

## 令和6年能登半島地震に伴う 住宅の緊急の修理制度について(災害救助法)

令和6年能登半島地震により屋根等に被害を住家には、降雨による雨漏りに対応するため屋根にブルーシート等をかける場合、その費用について補助が受けられます。

- ・雨漏り又は雨漏りの恐れがある住家へのブルーシート等の展張
- ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の進入の防御

制度利用に当たっては、被災箇所・修理が分かる写真必要となりますので、**必ず写真を撮影しておいてください。**

また、この制度については、**修理費用を市が業者に直接支払う制度となっています。**

### ■対象

屋根、外壁、建具(窓や玄関)等に損傷があり、雨漏りの可能性がある「準半壊以上」(相当)と判断された住家の方

※「準半壊以上」(相当)の判断は、被害を受けた方が持参した写真で判断します。  
必ず写真を撮影してください。

※り災証明書は不要です。

※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

### ■完了期間

令和6年1月1日から令和6年2月29日まで※延長になりました  
令和6年3月31日まで 延長になりました(2回目)

### ■支援内容

(限度額)1世帯あたり5万円以内※費用は金沢市から修理業者に直接支払い  
(対象費)雨漏りに対応するためのブルーシート、土のう袋、ビニール紐等の  
資材購入費、施工にかかる費用

### ■申込み手続き

緊急の修理申込書に必要な書類を添付し、金沢市住宅政策課までご提出ください。

※金沢市のホームページから様式をダウンロードできます。

市役所窓口でも配布します。

問い合わせ先(書類提出先)

金沢市役所 都市整備局 住宅政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL:076-220-2553 FAX:076-261-3366